

令和元年度 第2回公募に係る質問票に対する回答

	質問事項			回答
	募集要項における番号及び項目名	質問テーマ	質問内容	
1	2 募集事業	整備すべき特別養護老人ホームの種類と基礎資料	整備すべき特別養護老人ホームの種類は、ユニット型、従来型のどちらか。 あるいは特に条件はなく、この種別も提案内容として評価されるのか。県老人福祉施設協会関係者の話では、県高齢者健康福祉計画において第7期では、当該市町村がその必要性を認める場合はユニットケア型以外の創設整備も補助対象とする旨の説明があったことを申し添える。	ユニット型での整備をお願いします。
2	2 募集事業	整備すべき特別養護老人ホームの種類と基礎資料	瀬戸市内の特別養護老人ホームのユニット型及び従来型施設について、それぞれの待機者の状況について知りたい。 県の調査結果ベース等のように名寄せが出来ているデータを知りたい。	瀬戸市では集計を行っていません。ご質問内容にある愛知県の調査結果を参照してください。 平成29年7月25日発表「老人福祉圏域別・保険者別内訳」 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/taiki29.html
3	2 募集事業	整備すべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業について	国などの資料によれば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は日常生活圏域単位となっている。 募集要項では、市全域を日常生活圏域とするということになっているが、第7期介護保険事業計画では日常生活圏域は5つに設定されている。 地域包括ケアシステムの構築のためとの説明があったが、そもそもこのサービスは、5つの日常生活圏域で実施すべき事業ではないのか。 また、全国組織が行っている調査結果においても、一定の区域内での実施以外では不採算になっているとの資料がある。社会福祉法人が実施する事業であり、不採算が見込まれる場合はについては運営費補助等はあるか。	本来であれば、ご指摘の通り日常生活圏域ごとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護を適当数整備することが望ましいと考えます。 しかしながら、瀬戸市の人口規模で、すべての日常生活圏域に当該サービスを整備することはサービスの供給過多となることが考えられること。当該サービスを必要としている要介護者は市内各地にいと考えられること。当該サービスは特別養護老人ホームと併設することから、日常生活圏域を指定することによって、結果として特別養護老人ホームの建設場所を限定することになること。以上のことから特定の日常生活圏域を指定せず、市内全域をカバーしていただくことを公募条件としたものです。 なお、不採算の場合の運営費補助は予定しておりません。
4	2 募集事業	整備すべき特別養護老人ホームに併設する短期入所事業について	第7期介護保険事業計画では、平成32年度の短期入所事業利用見込みが、45,300日／年となっているが、平成29年度実績見込みでは、34,442日／年であり、その伸び率は31.5%である。 同計画における高齢者人口の推移は、平成29年は37,541人で平成32年は38,599人となっており、その伸び率は2.7%である。 対象人口に対して利用者見込みが著しく伸びている、その見込みの根拠を知りたい。 利用見込み数とおりにならない場合は、20床の整備が過剰整備となり、運営主体である社会福祉法人にとっては、整備費、運営費等において負担が生じる。 空床利用型の短期入所事業とすることでは公募条件違反となるか。	当該サービスの第6期(平成26年度～28年度)の実績見込みから、給付の伸びを推計し、高齢者人口の伸び等も鑑みサービス見込み量を算出しています。 また、当該サービスの整備にあたっては、空床利用型とすることなく、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)80床、短期入所生活介護20床で整備をお願いします。

令和元年度 第2回公募に係る質問票に対する回答

	質問事項			回答
	募集要項における番号及び項目名	質問テーマ	質問内容	
5	3 応募資格	創設する社会福祉法人の場合の法人所管庁について	説明会の説明の中で、社会福祉法人創設の場合の所管庁について瀬戸市又は県と説明があったが、今回の整備にあたり、市外に法人本部を置き、事業を市内で行うとした場合の法人所管庁は、市か。法人本部所在地によってどのようになるのか。	瀬戸市外に法人本部を置く場合、社会福祉法人の所轄庁は県です。(名古屋市内に本部を置く場合は、名古屋市が所轄庁になります。)
6	6 整備にかかるスケジュール	公募のための事前の図面相談について	<p>県の指定事務については、事前相談というシステムがありますが、以前県庁から、選定された事業者の図面相談には対応するが、公募のための図面相談には応じられないと言われたことがある。公募用の平面図作成にあたり県庁への図面相談は可能か。</p> <p>図面相談は、「介護保険法に基づく指定基準など法令等により確認ができる事項」となるのか。</p> <p>社として基準確認を行った上でのことであるが、選考後に県庁から図面修正を受けた場合は、どうなるか。選考後の図面変更は、社会通念上ルール違反となるか。</p>	<p>「公募するための図面相談」を県に対して行うことはお控えください。図面相談はあくまで「指定介護老人福祉施設の指定」に対して行うものです。図面の作成にあたっては、介護保険法、老人福祉法、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の基準省令や、県条例を確認の上、作成してください。</p> <p>また、都市計画法、建築基準法、消防法、食品衛生法、農地法等の各種要件も確認する必要があります。</p> <p>事業者として選定された後、改めて指定権者に対し、所定の期間に指定申請をしていただきますが、その際、関係機関から指導を受けた箇所についての変更はやむを得ないものですが、大幅な変更の場合は、再度学識者等で構成する選定委員会に諮ることがあります。</p>
7	3 応募資格	創設する社会福祉法人の場合の法人所管庁について	<p>現在、社会法人格を有しておらず、市内と市外で、介護サービスを複数運営している。社会福祉法人設立準備室及び、認可後の本部は市内に設置する予定。</p> <p>現在運営しているすべての介護サービス事業所を社会福祉法人へ移行する場合、社会福祉法人認可の所轄庁は県か市か。</p> <p>また、設置予定の特別養護老人ホームのみを社会福祉法人で運営する場合、所轄庁は県か、市か。</p>	<p>瀬戸市内と瀬戸市外の事業所を社会福祉法人の運営に移行する場合、所轄庁は県です。</p> <p>瀬戸市内の事業所のみを社会福祉法人の運営に移行する場合、所轄庁は瀬戸市です。</p> <p>なお、既存法人で運営している介護サービスを新たに設立する社会福祉法人の運営に移行場合は、現在指定されている事業の廃止、新規指定などの手続きが必要です。</p>
8	様式3	予算書との整合性	併設するサービス部分の扱いを区分する必要があるか。(予算書との整合性(サービス区分毎))	様式3には、今回の整備に係る全体額を記載してください。参考様式1については、指定介護保険サービス事業ごとに記載してください。

令和元年度 第2回公募に係る質問票に対する回答

	質問事項			回答
	募集要項における番号及び項目名	質問テーマ	質問内容	
9	参考様式1	予算書	社会福祉法人会計基準に基づいた様式での代替は可能か。	参考様式ですので、様式内に記載してある事項が網羅されていればどのようなものでも構いません。 ご質問は、社会福祉法人の財務諸表及び付属明細書における「拠点区分資金明細書」内の「サービス区分」のことと思います。その帳票には、利用者見込み数も、月ごとの推計もありませんので、参考様式1の内容を網羅してとは言えません。
10	参考様式1	予算書	社会福祉法人会計基準準拠の予算書様式が認められる場合でも、毎月の数字が必要か。	毎月の推計は記載してください。 参考様式ですので、様式内に記載してある事項が網羅されていればどのようなものでも構いません。しかしながら毎月の推計が記載されていない予算書は、参考様式1の事項を網羅しているとは言えません。